

WCOにおける国際貿易の安全確保及び円滑化への取組み（概要）

WCO（世界税関機構）は、2001年の米国同時多発テロ以降、国際貿易の安全確保と円滑化を両立させるための方策について検討。検討成果は、「国際貿易の安全確保及び円滑化のためのWCO「基準の枠組み」」としてまとめられ、2005年6月のWCO総会（於ブラッセル）にて採択された。その後も逐次見直しが行なわれ、本年6月の総会でこれまでの見直しを反映した2011年版「基準の枠組み」が採択された。本年8月現在、メンバーである177カ国・地域のうち164カ国・地域が実施の意図を表明済みである。

（注）「基準の枠組み」は、日本、米国を含む12カ国で構成されるハイレベル戦略グループで策定作業が行われた。

「基準の枠組み」

1. 「基準の枠組み」の概要

電子的に提出する事前貨物情報の標準化及び一定の基準を満たす民間企業に対する優遇措置の明確化（AEO制度）等について、各加盟国における法的枠組みや税関当局の業務処理能力に応じ段階的に実施することとしている。

2. 電子的に提出する事前貨物情報の標準化

事前貨物情報については、特に海上コンテナ貨物について船積前に入手することの重要性を謳っている。また、税関が「船積禁止」又は「船卸禁止」の通知を事前貨物情報提出後一定時間内に発出されるようなシステムを確立すべきとしている。

なお、セキュリティ目的として要求する項目については別紙の項目を超えて要求すべきではないとしている。

2011年版「基準の枠組み」における事前貨物情報の関係部分の抜粋

1. 3. 3 貨物申告

運送人又はその代理人は、電子的な事前貨物申告を輸出地及び／又は輸入地の税関に提出しなければならない。海上コンテナ貨物についての電子的な事前貨物申告は貨物／コンテナが船舶に積み込まれる前に提出される

べきである。その他の全ての運送手段と貨物については、運送手段が輸出地及び／又は輸入地の税関官署に到着する前に提出されるべきである。セキュリティ目的として、税関は別紙に掲げられているもの以上のものを要求すべきではない。

事前貨物申告の提出に続き、国内法で規定される追加的な貨物申告が行われなければならない場合がある。

1. 3. 6 「船積禁止」、「船卸禁止」通知

税関は、船積み又は船卸しができない貨物の場合には通知が発出されるシステムを確立すべき。その通知は、リスク評価のために必要なデータの提出後、決められた時間内になされるべき。

1. 3. 7 タイムリミット

物品申告及び貨物申告が輸出地又は輸入地の税関当局に提出されるべき正確な時期は、様々な運送手段に適用される地理的状況、ビジネス手続を注意深く分析し、民間部門や関係する他の税関当局と協議した後、国内法によって規定されるべきである。税関は輸送にかかわらず、AEO事業者に対し簡易な手続きを提供すべきである。しかしながら、最低限の一貫性を確保するため及び特別な状況に影響されることがないように、税関は事前申告の提出については以下よりも早く要求すべきではない。

海上	コンテナ貨物:出港地における船積みの24時間前
	バルク貨物:ブレイクバルク貨物:仕向国の最初の港に到着(入港)する24時間前
航空	短距離:航空機の離陸時
	長距離:仕向国の最初の空港に到着(入港)する4時間前
鉄道	仕向国の最初の通関地に到着する2時間前
道路	仕向国の最初の通関地に到着する1時間前

別紙 貨物申告においてセキュリティ目的として要求できる項目（17項目）

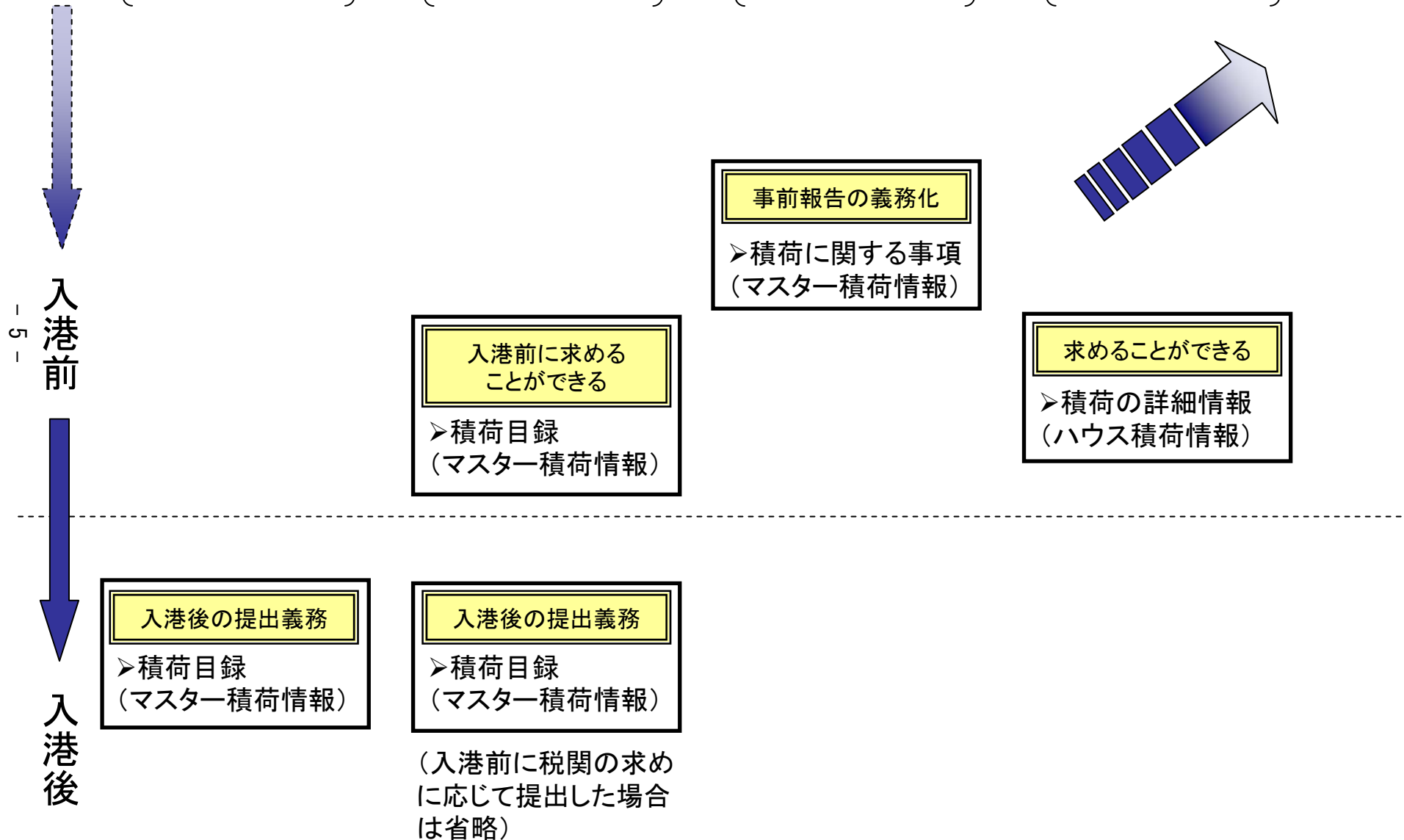
No	WCO ID	項目名	説明
3a	R012	運送人識別	指定地点間の物品の運送を行う者を特定
3b	R011	運送人名	指定地点間の物品運送を行う者の名前（及び住所）
8	064	経由国、コード	仕出国から最終目的地までの間に、物品又は乗客が通過した国の特定
14a	159	運送機器識別番号	運送機器、例えばULDを特定するマーク（文字及び／又は数字）
14b	152	機器サイズ及び型識別	特性を特定するコード、すなわち、運送機器のサイズや形状
15	165	シール番号	運送機器に取り付けられたシールの識別番号
17	016	単一貨物識別番号	輸出入される物品に割当てられた単一番号
24a	L010	積出地、コード	物品が運送手段に積み込まれた海港、空港、貨物ターミナル、鉄道駅又はその他の場所を特定
24b	L009	積出地	物品が運送手段に積み込まれた海港、空港、貨物ターミナル、鉄道駅又はその他の場所の名称
25a	160	税関領域に出入する際の運送手段	越境の際に使用された運送手段を特定する名称
25b	T014	税関領域に出入する際の運送手段の国籍、コード	越境の際に使用された運送手段の国籍コード
26	149	運送参照番号	運送手段の航路を特定、例えば航海番号、フライト番号、トリップ番号
27	098	運送料支払方法、コード	運送費支払い手段を特定するコード
28	G005	仕出地税関官署、コード	物品が出発又は出発する予定である税関領域を管理する税関官署を特定
29	085	第一到着港、コード	最初の到着地を特定。海港、空港、陸上国境ポスト
30	172	税関領域第一到着港到着予定日時、コード	最初の到着空港、陸上国境ポスト及び海港における運送手段の到着の日時／予定日時のコード
31	138	貨物簡易説明	一般名称のみによる、運送手段の貨物の平易な説明

諸外国における海上コンテナに係る事前報告制度の概要

	米国	カナダ	EU	中国	韓国	日本(参考)
実施時期	2003.2.2	2004.4.19	2011.1.1	2009.1.1 一部実施	未定 (輸出のみ2011. 12実施予定)	2007.2.1
報告期限	船積24時間前	船積24時間前	船積24時間前	船積24時間前	船積24時間前	入港24時間前
近海の 例外措 置	—	米国(プエルトリ コ(米国自治連 邦区)を含む) 入港24時間前	グリーンランド、 モロッコ等 入港2時間前	—	中国・日本等 出港前	極東ロシア、韓国、 中国及び台湾の特 定の港から本邦の 特定の港に入港す る場合 入港12時間前又は 入港前
報告義務者	船社 NVOCC	船社	船社	船社 NVOCC 船舶代理店等	船社 NVOCC	船長
代行	船社 船舶代理店 サービスプロ バイダー	NVOCC、 船舶代理店 サービスプロ バイダー	NVOCC等 (船社が認知、 承諾した第三 者)	—	船舶代理店	船社等
報告方法	電子的報告を原則義務化					書面又は 電子的報告

我が国の積荷情報の事前報告制度の推移

〔平成15年度まで〕 ⇒ 〔平成16年度改正〕 ⇒ 〔平成18年度改正〕 ⇒ 〔平成19年度改正〕 ⇒



関税法

(入港手続)

第十五条 開港に入港しようとする外国貿易船の船長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易船の名称及び国籍のほか、当該外国貿易船の積荷、旅客（当該外国貿易船に旅客が乗船する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする開港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

2 外国貿易船が前項の報告をしないで開港に入港したときは、船長は、当該外国貿易船の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

3～6 (省 略)

7 税関空港に入港しようとする外国貿易機の機長は、通信設備の故障その他政令で定める場合を除き、政令で定めるところにより、あらかじめ、当該外国貿易機の登録記号及び国籍のほか、当該外国貿易機の積荷、旅客（当該外国貿易機に旅客が搭乗する場合に限る。）及び乗組員に関する事項で政令で定めるものをその入港しようとする税関空港の所在地を所轄する税関に報告しなければならない。

8 外国貿易機が前項の報告をしないで税関空港に入港したときは、機長は、当該外国貿易機の入港後直ちに、同項の規定により報告すべき事項を記載した書面を税関に提出しなければならない。

9～11 (省 略)

(積荷に関する事項の報告)

第十五条の二 税関長は、前条第一項又は第七項の規定により積荷に関する事項の報告があつた場合において、この法律の実施を確保するためその内容を明瞭にする必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、その入港の前に、当該積荷の荷受人その他の政令で定める者に対し、報告を求めることができる。

2 前項の規定により報告を求められた者は、遅滞なく、当該報告をしなければならない。

(貨物の積卸し)

第十六条 外国貿易船又は外国貿易機（以下「外国貿易船等」という。）に対する貨物の積卸しは、第十五条第一項又は第七項（入港手続）の規定による積荷に関する事項についての報告がない場合（同条第二項若しくは第八項又は第十八条第二項若しくは第四項（入出港の簡易手続）の規定による積荷に関する事項を記載した書面を提出した場合を除く。）には、してはならない。ただし、旅客及び乗組員の携帯品、郵便物（郵便物に該当しない信書を含む。第十八条、第十九条、第二十四条第二項及び第六十三条第一項において同じ。）並びに船用品及び機用品については、この限りでない。

2 船舶又は航空機に外国貨物の積卸をしようとする者は、政令で定めるところにより、積卸についての書類を税関職員に呈示しなければならない。外国貿易船等に内国貨物の積卸をしようとする者も、また同様とする。

(特別の場合における税関長の権限)

第一百六条 税関長は、この法律の実施を確保するためやむを得ない必要があると認める相当の事由があるときは、左の各号に掲げる行為をすることができる。

一 外国貿易船等若しくは外国貿易船等以外の船舶若しくは航空機で外国貨物を積んでいるものへの貨物の積卸若しくは保税地域にある貨物の取扱を一時停止させ、又は期間を指定して保税地域にある貨物を出させること

二 船舶又は航空機の出発を一時延期させ、又は航行を一時停止させること

関税法施行令

(外国貿易船の入港手続)

第十二条 法第十五条第一項及び第四項（入港手続）に規定する政令で定める場合は、異常な気象若しくは海象又は船舶の重大な損傷による急迫した危難のためあらかじめ報告することが困難な場合その他財務省令で定めるやむを得ない事由がある場合とする。

2 法第十五条第一項の規定による報告は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める時までに行わなければならない。ただし、直前の出発港とその外国貿易船が入港しようとする開港との距離その他の事情を勘案して、これらの時までには当該報告を行うことが困難なものとして財務省令で定める場合には、財務省令で定める時までに行えば足りる。

一 積荷に関する事項 その開港に入港する二十四時間前

二 (省 略)

3 法第十五条第一項に規定する政令で定める事項は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。ただし、取締り上支障がないものとして財務省令で定める場合には、これらの事項のうち財務省令で定める事項の報告を省略することができる。

一 積荷に関する事項 積んでいる貨物の仕出地、仕向地、記号、番号、品名、数量、荷送人、荷受人及び船荷証券の番号並びに当該貨物がコンテナに詰められている場合にあっては当該コンテナの番号

二及び三 (省 略)

4及び5 (省 略)

(積荷に関する事項の報告の求め)

第十三条の二 法第十五条の二第一項（積荷に関する事項の報告）の規定により報告を求めることができる事項は、次に掲げるものとする。

一 法第十五条第一項又は第七項（入港手続）の規定による報告に係る積荷（以下この項において単に「積荷」という。）の仕出地及び仕向地

二 積荷の記号、番号、品名及び数量

三 積荷の荷送人及び荷受人の住所又は居所、氏名又は名称及び電話番号

2 法第十五条の二第一項に規定する政令で定める者は、法第十五条第一項又は第七項の規定による報告に係る積荷の荷受人とする。